

## 第1章 計画の基本的な考え方

---



## 1. 計画策定の背景

介護保険制度は、加齢により介護等が必要になったとしても、高齢者が尊厳を保持し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、社会全体で高齢者の介護を支えることを目的として、平成12（2000）年4月にスタートしました。

制度発足当時約5,000人だった豊島区の要介護認定者数（第1号被保険者に限る）は、令和元年度末には11,670人となりました。高齢者の年齢区分では、後期高齢者（75歳以上）が年々増えており、特に85歳以上の高齢者は1万人に近づくなど、その構造の変化が続いています。年齢が上がるにつれ、要介護認定を受ける割合が高くなることを踏まえると、これまで進めてきた8050問題やダブルケア等、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を着実に進めていくとともに、今後の要介護認定者数の急激な増加にも対応していくことのできる、介護サービスの提供基盤の整備が重要となります。

また、人口密度日本一の豊島区は、一人暮らし高齢者の割合も日本一であり、高齢者の「社会的孤立」を解消し、一人暮らしでも健康で安心して暮らせるまちの実現を目指して、「総合高齢社会対策プロジェクト」を推進しています。

令和2年7月には内閣府よりSDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）への優れた取り組みを行う自治体として、「SDGs未来都市」に選定されました。これらの取り組みを推進していく中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けられる体制を整備することで、日本一の「高齢者にやさしいまち」の実現を目指しています。

## 2. 制度改正の概要

令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、令和22（2040）年を見据えて、地域共生社会の実現を図るため、介護保険制度の改正が行われました。

### ■介護保険制度改正の主な内容

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- 介護人材確保及び業務効率化の取組強化

豊島区ではこれまでの取り組みを発展させるとともに、豊島区の地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制等の整備を進め、高齢者が、尊厳を持ってその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むという介護保険制度の理念を踏まえ、「地域包括ケア計画」として「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムを深化、推進していきます。

### 3. 計画の位置付け

#### (1) 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」を、一体のものとして策定するものです。

また、豊島区の地域保健福祉施策に係る総合計画である、「豊島区地域保健福祉計画」の、高齢者福祉分野における目標と具体的な施策を示すものになります。

【計画の位置付けと区基本計画、関連計画との関係】



#### ■関連計画の根拠となる法令

##### 【計画名】

豊島区地域保健福祉計画  
 豊島区高齢者福祉計画  
 豊島区介護保険事業計画  
 豊島区障害者計画  
 豊島区障害福祉計画  
 豊島区障害児福祉計画  
 豊島区健康プラン  
 豊島区食育推進プラン  
 豊島区がん対策推進計画  
 豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画

豊島区子どもプラン  
 豊島区子ども・子育て支援事業計画  
 豊島区子ども・若者計画

##### 【その他関連計画】

豊島区地域防災計画  
 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画  
 豊島区住宅マスタープラン

##### 【法令上の名称】

地域福祉計画  
 老人福祉計画  
 介護保険事業計画  
 障害者計画  
 障害福祉計画  
 障害児福祉計画  
 健康増進計画  
 食育推進計画  
 がん対策推進計画  
 歯と口腔の健康づくり推進計画

次世代育成支援行動計画  
 子ども・子育て支援事業計画  
 子ども・若者計画

地域防災計画  
 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

##### 【根拠規定】

社会福祉法第 107 条  
 老人福祉法第 20 条の 8  
 介護保険法第 117 条  
 障害者基本法第 11 条  
 障害者総合支援法第 88 条  
 児童福祉法第 33 条の 22  
 健康増進法第 8 条  
 食育基本法第 18 条  
 豊島区がん対策推進条例第 10 条  
 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例第 8 条  
 次世代育成支援対策推進法第 8 条  
 子ども・子育て支援法第 61 条  
 子ども・若者育成支援推進法第 9 条  
 災害対策基本法第 42 条  
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条  
 豊島区住宅基本条例第 7 条

## (2) 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

この3年間の見通しを示すとともに、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年が近づく中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、中長期的な視野に立った施策を展開していくための計画とします。

| 2018                    | 2019 | 2020 | 2021                    | 2022 | 2023 | 2024                    | 2025 | 2026 | ~ | 2040  |
|-------------------------|------|------|-------------------------|------|------|-------------------------|------|------|---|-------|
| 平成30年                   | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年                    | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年                    | 令和7年 | 令和8年 |   | 令和22年 |
| 高齢者福祉計画<br>・第7期介護保険事業計画 |      |      | 高齢者福祉計画<br>・第8期介護保険事業計画 |      |      | 高齢者福祉計画<br>・第9期介護保険事業計画 |      |      | ~ |       |
| 地域保健福祉計画                |      |      |                         |      |      | 地域保健福祉計画                |      |      |   |       |

## 4. 地域保健福祉施策の基本理念と基本方針

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした、基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

### 基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

### 基本方針

#### ①人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

#### ②自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

#### ③健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

#### ④区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

#### ⑤サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

## 5. 令和 22（2040）年の将来像と地域包括ケアシステムの姿

今般の制度改正では、社会福祉法において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない、とされ、地域共生社会の実現に向けた理念が明確となりました。これを受けて、介護保険法では、施策の推進にあたり、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めることが規定されました。

「地域共生社会」とは、高齢者、障害者、児童、生活困窮者などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂（※）的な社会をいいます。特に複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、専門相談の機能強化や、関係各課による分野横断・連携強化を図り対処する必要があります。様々な課題の解決をめざす地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムは、その中核的な基盤となり得るものと位置付けることができます。

こうした制度改正の趣旨やこれまでの高齢者施策の取組みなどを踏まえ、豊島区の高齢者施策の基本方針と基本目標について見直しを行い、新たに令和 22（2040）年を見据えた将来像（ビジョン）を設定するとともに、その実現を図るため、豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿についても見直しを行いました。今回設定する将来像（ビジョン）の達成に向け、地域包括ケアシステムの深化、推進に資する施策を進めていきます。

※包摂（ほうせつ）：論理学において、それぞれの概念がより一般的な概念につつま込まれること。

### 将来像（ビジョン）

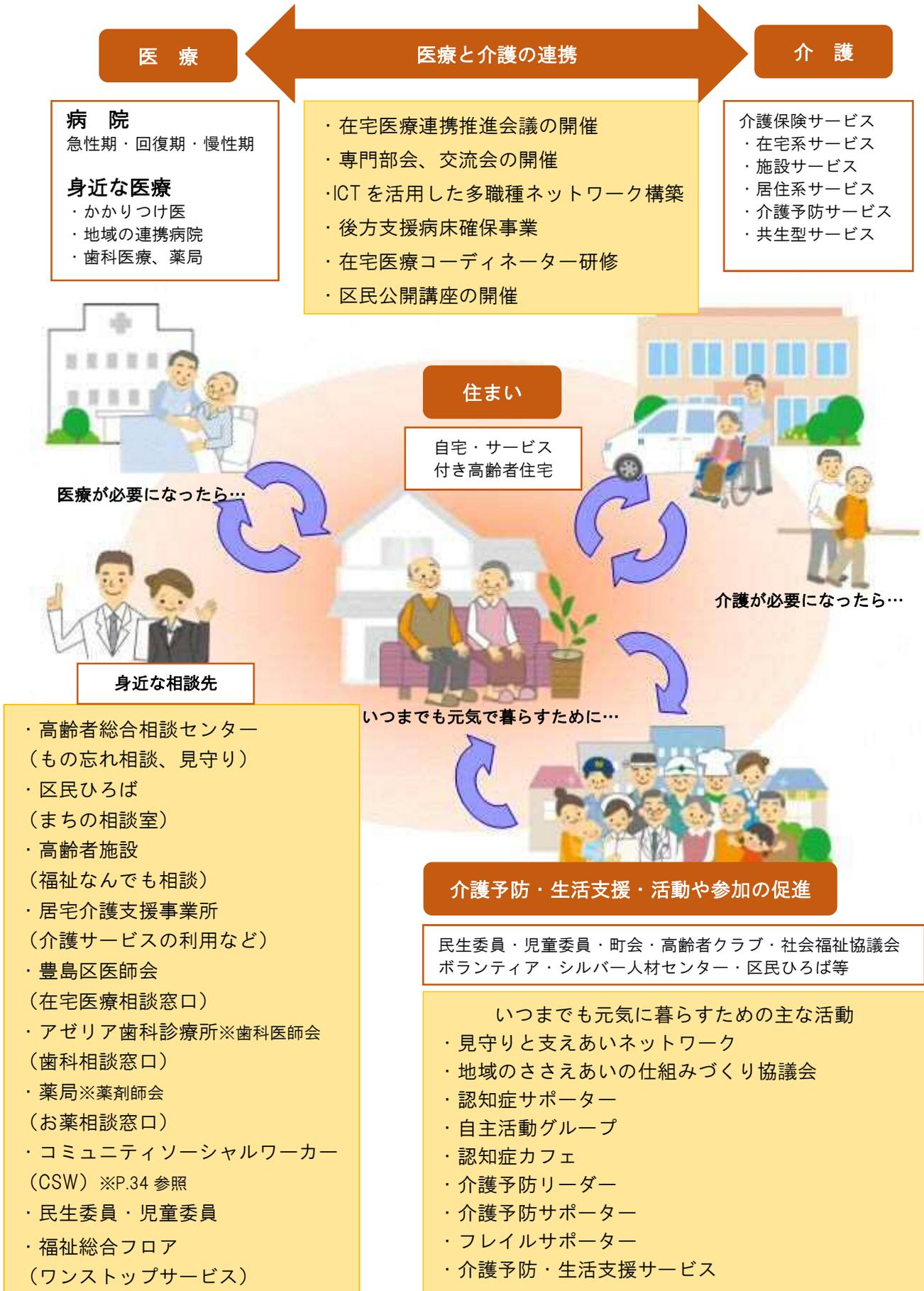
高齢者が主役となって、つながり、支え合い、

幸せに住み慣れた地域で暮らせるまち としま

#### 豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿

- 住み慣れた地域で生活を続けていくために、健康づくりや生きがいづくり、介護予防などの活動へ積極的に参画する高齢者を支援するとともに、高齢者が活躍する場を増やすことで支え合いの輪を広げます
- 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が核となり、地域との連携により高齢者をサポートしていくことで、安全・安心な暮らしと、可能な限り自宅での生活を支える包括的な支援を続けます
- 高齢者が孤立することなく、地域の子育て世帯や若者たちとつながりをもって生活できる住環境を整え、高齢者の心身の状況に応じた多様な住まい方を支援します
- 地域において多様な担い手によるサービスや、介護保険などの公的なサービスを適切に組み合わせ、高齢者の心身を支えるサービスの充実と質の高いサービスの提供を進めます

豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿のイメージ図



## 6. 計画策定の過程

### (1) 会議体による検討

豊島区介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」といいます。）は、介護保険事業の円滑な運営や、高齢者福祉施策の推進を図るため設置されています。学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者及び事業者の他、公募により被保険者にも参画いただき、平成 30 年 7 月の初会合以来、高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画(以下「第 7 期計画」といいます。)の進捗管理や、高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（以下「第 8 期計画」といいます。）の策定に向け、様々な検討を進めてきました。引き続き、この推進会議において計画の進捗管理を行い、施策の実現に向け着実な取組みを進めます。

その他、高齢者施策に係る様々な課題について、高齢者福祉の総合的な推進を図るため、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議、認知症施策推進会議など、様々な会議体で課題の抽出や検討を重ねるとともに、その課題について医療・介護・高齢者福祉の関係課による、横断的なプロジェクトチームを庁内に設置するなど、会議体での審議と並行して、具体的な取組み内容や手法等の検討を行っています。

### (2) 介護保険アンケート調査の実施

豊島区における高齢者やその家族の方々が、地域の中で安心して暮らし続けていくことができるよう、第 8 期計画の策定にあたり、高齢者や要介護認定者の生活の実態やニーズ、介護従事者の実態を把握するため、令和元年 11 月から 12 月にかけてアンケート調査を実施しました。（アンケート調査の概要と結果概要については p 21 からをご参照ください。）

### (3) パブリックコメントの実施

推進会議での検討結果を取りまとめた「豊島区高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）」を令和 2 年 12 月に作成し、計画策定段階において広く区民から意見を求めるため、パブリックコメントを行いました。